平成２１年（フ）第６２５号
北九州市八幡東区西本町４丁目６番９号
債務者　髙橋　俊行
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２６号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目５番12号
債務者　和田　慎一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６３５号
北九州市門司区新原町１番５―303号
債務者　岩男　朱美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６６８号
北九州市小倉南区津田南町18番26―202号
債務者　片山　哲呼
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７０号
北九州市小倉南区徳吉西３丁目10番15号
債務者　武田　啓司
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７１号
北九州市小倉北区片野２丁目21―29　第一片野ビル501号
債務者　工藤　沙織
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８３号
福岡県中間市中尾２丁目１番３号
債務者　野村　勝治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８４号
北九州市戸畑区椎ノ木町２番２―402号
債務者　飯沼亜紀子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８５号
北九州市小倉北区泉台３丁目１番７―401号
債務者　宮﨑　明久
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８８号
北九州市小倉北区清水１丁目10―15　渡辺克彦方
債務者　五島奈月子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５号
福島県郡山市富田町字向舘91番地の３　グリーンベル向舘201号
債務者　岡部　明美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
福島県郡山市白岩町字東之内303番地
債務者　橋本　広光
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地
債務者　古川　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
福島県郡山市大槻町字原田西42番地の41
債務者　渡部　　保
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
福島県郡山市安積町笹川字西長久保64番地の１　市営住宅１―４―２―９
債務者　村上　朱美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
福島県郡山市朝日２丁目17番18号　なぎハイツ101号
債務者　渡邉　美香
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
福島県郡山市三穂田町川田１丁目125番地の１
債務者　塩田　澄子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
福島県須賀川市妙見132番地１
債務者　鈴木　広美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係